

みんなで築こう 人権の世紀 人権週間 12/4(木)~10(水)



～考えよう 相手の気持ち
育てよう 思いやりの心～

多くの尊い命が奪われた第二次世界大戦の反省から国際連合は1948年「世界人権宣言」を採択し、その日を記念して12月10日を「人権デー」と定められました。日本ではこの「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日～10日)を「人権週間」として定め、全国的に人権尊重の普及・啓発活動を行っています。区でもこの期間に講演会を開催するほか、年間を通じて講座やパネル展、相談等、人権に関する各種事業を行っています。区民が互いの人権を尊重し、区民一人一人が生き生きと暮らせる江東区、これは区の憲法にあたる「江東区基本構想」に掲げられた基本理念のひとつです。人とのつながりを感じながら毎日を幸せに暮らすために、この機会に「人権」について考えてみましょう。

▲一人一人が幸せに暮らすために、「人権」について考えてみましょう(写真は今年度、人権の花を育てている扇橋小学校の皆さん)

衆議院議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査

12/14(日) 投票時間 午前7時～午後8時

守ろう人権 講演とメッセージのつどい

今年の人権週間行事は、子どもたちによる人権メッセージ、映画のほか、ノンフィクション作家でテレビのコメンテーターとしても活躍されている、吉永みち子さんを講師にお迎えします 時 12/5(金) 13:30～16:30(開場13:00) 場 江東区文化センターホール(東陽4-11-3) 入 500人(先着順) 費 無料 内 [子どもたちによる人権メッセージの発表] 第三砂町小学校、南砂小学校の代表児童 [映画] 「ヒーロー」 [講演] 「誰もががのびのび暮らせるまちをめざして」 師 吉永みち子(ノンフィクション作家) 申 当日直接会場へ



▲吉永みち子さん

北朝鮮当局による拉致問題パネル展

北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12/10～16)に合わせ、江東区関連の特定失踪者のパネル等も展示します 時 12/10(水)～16(火) 場 区役所2階区民ホール 申 人権推進課人権推進担当 ☎3647-1164

人権擁護委員は あなたの身近な相談相手

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。地域の中で人権侵害が起きないように、人権思想の普及・啓発活動に携わっています。区内の小中学校等と連携して「人権の花運動」「人権メッセージ」「人権作文」「人権教室」等の人権教育の取り組みをはじめ、人権問題でお困りの方の相談等を行っています。悩みのある方は、ぜひ人権擁護委員にご相談ください 時 毎月第2・4金曜、13:00～16:00(要予約) 場 区役所2階区民相談コーナー 費 無料 申 人権推進課人権推進担当 ☎3647-1164

江東地区人権擁護委員

なかむら 中村 浩	ひろつぐ 増田 亨	すぎうら 杉浦 さかへ
まさだ まさだ 裕	しんじゅん 清水 信純	しんじゅん 進藤 孝
しんかい 眞貝 裕利子	のりこ 小西 典子	なかじま 中島 泰准
おぼた 小幡 雅二	まさし 小幡 雅二	わしだ 鷺田 弘子
やまぐち 山口 浩	ひろし 山本 浩	かねだ 金田 恵美子
まつもと 松本 みどり	ひろこ 長澤 寛子	はやさか 早坂 治子
ながさわ 亀崎 美智子	みよこ 眞輪 洋子	

人権学習 言葉のちからと人権講座(後期)

～関係を深めることば、傷つけることば～

さまざまな人権課題を当事者や支援者から学ぶ、「人権学習講座」を年2回(前期・後期)開催しています 時 内 下表のとおり(全3回) 場 江東区文化センター6階第1・2会議室(東陽4-11-3) 入 区内在住・在学・在勤の方30人(申込順、希望する回のみ受講可) 費 無料 保 1歳6か月～未就学児10人程度(1/8(木)までに要予約) 締 1/14(水) 申 12/8(月)から電話またはメールに①氏名②住所③電話番号④希望する回⑤保育の希望を記入し、人権推進課人権推進担当へ ☎3647-1164 ⑤ jinkensuishin@city.koto.lg.jp スマイリーキクチさん▶



日程	テーマ	講師
1/22(木) 19:00～20:30	日本語の中の人権～男女の視点、国の違いから見えてくるもの～	佐々木瑞枝(武蔵野大学名誉教授・金沢工業大学客員教授)
1/29(木) 19:00～20:30	突然、僕は殺人犯にされた～インターネット誹謗中傷事件から～	スマイリーキクチ(タレント)
2/5(木) 19:00～20:30	メディアと人権～報道がもたらす光と影～	山口正紀(ジャーナリスト、人権と報道・連絡会世話人(元読売新聞記者))

人権週間強調事項(法務省制定)

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の自立と社会参加を進めよう
- 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

今号の
主な内容

[2面] 第4期障害福祉計画(素案) 意見募集および説明会開催、教育アンケートにご協力を
[3面] 整骨院・接骨院にかかる時 医療保険適用に正しい理解を [4面] 冬でも食中毒に注意!

UD
FONT

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票時間 午前7時～午後8時

投票日 12/14(日)

今回の選挙は、小選挙区では、「東京都第15区」で1人の議員を選びます。比例代表は「東京ブロック」となり、各政党等の得票数に比例して議席が配分されます。定数は17人です。
なお、国民審査に付される裁判官は5人です。

今後の国政を担う人を決める大切な選挙です。有権者一人ひとりが自覚をもって棄権しない投票しましょう。

入場整理券の配付

入場整理券は、12月2日(火)ごろから、各人のものを世帯ごと封書で発送しますので、投票所に行く際には必ずお持ちください。入場整理券が届かない場合や、破損・紛失により投票所が分からない場合は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

また、入場整理券に選挙の詳細を記載した「選挙のお知らせ」を同封しますので、ご覧ください。

選挙公報の配布

候補者の公約、経歴などを知っていただくため、12月12日(金)ごろまでに選挙公報を各戸配布します。区役所・出張所等の公共施設や区内の駅などにも

別表1 期日前投票所

場所	投票期間・時間
江東区役所2階区民ホール	12/3(水)～12/13(土) 8:30～20:00
森下文化センター2階工務者番館(森下3-12-17)	12/7(日)～12/13(土) 8:30～20:00
富岡区民館(富岡出張所3階)(富岡1-16-12)	
豊洲区民館(豊洲出張所2階)(豊洲5-5-1 豊洲シエルタワー)	
亀戸文化センター2階大研修室先口ビル(亀戸2-19-1 カメラプラザ)	
総合区民センター2階管理事務所隣(大島4-5-1)	
砂町区民館(砂町出張所3階)(北砂4-7-3)	

期日前投票所は、7か所(別表1のとおり)です。期日前投票所によって投票期間が異なりますのでご注意ください。

不在者投票

「江東区外での不在者投票」江東区外に滞在中の方は、あらかじめ郵便などで投票用紙等を請求し、滞在地の選挙管理委員会へ投票することができます。この場合、手続きに日数がかかりますので、お早めに請求をお願いします。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳をお持ちで一定の要件に該当する方、または介護保険被保険者証をお持ちで区分が「要介護5」の方は、自宅などで郵便等による不在者投票ができます。

投票所の変更

改修工事等のため、投票所3か所(別表2のとおり)が変更となります。該当する区域に住まいの方は、お間違いのないようお願いいたします。

選挙管理委員会事務局
☎(3647)9091

別表2 投票所が変更となる区域

新投票所	対象区域	旧投票所
YMCAキャナルコート保育園	東雲1丁目9～10番	グランチャ東雲
サンストリート亀戸	亀戸6丁目	第二亀戸小学校
浅間堅川小学校	亀戸7丁目9～38番、 亀戸9丁目18～37番	亀戸スポーツセンター

第4期障害福祉計画(素案)

意見募集および説明会開催

障害者総合支援法の規定に基づき、第4期障害福祉計画(素案)を作成しました。このたび、区民の皆さんからのご意見を募集するとともに、説明会を開催します。

計画の概要

障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスおよび地域生活支援事業を身近な地域で計画的に提供するための計画です。

計画期間

平成27年度～29年度

内容

障害者の施設・病院から地域生活への移行、福祉施設からの一般就労等について成果目標を定めるとともに、目標達成のための活動指標として、期間内の各年度における訪問系サービス、

意見の募集

日中活動系サービス、障害児通所サービス、居住系サービス、相談事業、地域生活支援事業のサービス量の見込量を定め、見込量確保のための方策を明記します。

ご意見の募集

計画素案の全文は、区ホームページに掲載しています。また、障害者支援課(区役所隣防災センター2階17番)、こうとう情報ステーション(区役所2階)、保健所および各保健相談所、各図書館、各出張所で閲覧できます。

募集期間

12月26日(金)必着

提出方法

①氏名②性別③住所④年齢⑤ご意見を記入し、〒135-883区役所障害者支援課施策推進担当へ郵送、ファクス、メールまたは

教育アンケートにご協力を

区民2,000人(無作為抽出)と保護者2,000人に調査票を12月上旬から発送

区では、教育推進プラン・江東の後期計画を策定するため、12月上旬から区民、2,000人(20歳以上の区民から無作為抽出)と小・中学生の保護者2,000人の方にアンケート調査票を発送します。

返送ください。保護者の方は学校を通して、ご返送ください。6月の法律改正により、平成27年4月から教育大綱の策定や総合教育会議の開催など、教育委員会制度が大きく変わりました。

調査票が届いた方は、12月22日(月)までに同封の封筒で

今回の調査結果は、教育推進プラン・江東の後期期間(平成

窓口で(電話での受付は行いません)。

なお、ご意見に対する個別回答は行いませんのであらかじめご了承ください。

区民説明会を開催

説明会を開催します。寄せられたご意見は計画策定の参考にさせていただきます。いずれも手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。また、当日は点字資料を用意します。必要な方は当日お申し出ください。

日時

左表のとおり

会場

障害者支援課施策推進担当

☎(3647)4749

FAX(3699)0329

e shisaku-suitan@city.ko

to.lg.jp

日時	会場
12/12(金) 13:30～	総合区民センター 7階第5会議室 (大島4-5-1)
12/15(月) 18:30～	江東区文化センター 5階第6～8会議室 (東陽4-11-3)
12/16(火) 10:00～	



28年度(32年度)における基礎数値となり、制度改正にも反映される予定です。

なお、本調査は区が委託した調査機関が実施します。

庶務課教育施策調整担当
☎(3647)8482

整骨院・接骨院にかかるとき

医療保険適用に正しい理解を

日常生活での肩こりや原因のはっきりしない負傷などは適用外
柔道整復師の施術を受ける場合、負傷の内容によって医療保険が適用される場合と適用されない場合があります。

「医療保険の適用となる場合」
○医師や柔道整復師に、急性または亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲およびねんざ等（いわゆる肉ばなれを含む）と診断または判断されて施術を受けたとき（内科的原因による疾患は対象外。また、骨折および脱臼は、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です）

「保険適用対象にならない例」
○疲労性・慢性的な肩こりや筋肉疲労
○脳疾患後遺症などの慢性病や改善のみられない長期の施術
○同じ負傷について保険医療機関で治療中の場合
○労災保険等が適用される負傷等

「治療を受けるときの注意」
医療保険が適用されるのは治療を目的とした場合であり、保険適用の対象とならない場合もあります。

○労災保険等が適用される負傷等
○同じ負傷について保険医療機関で治療中の場合
○脳疾患後遺症などの慢性病や改善のみられない長期の施術
○疲労性・慢性的な肩こりや筋肉疲労



次の世代に伝えることの大切さ

気が付けば師走。今年もあと今月を残すばかりとなりました。来年は、東京大空襲から70年目を迎えます。区ではこの節目の年に、あらためて犠牲になられた多くの方の追悼と平和の尊さを訴えるため、3月10日に「東京大空襲被災70周年平和のつどい」を開催します。詳細は後日区報で改めてお知らせしますが、国民の大半が戦争の惨禍を知らない世代となった今、戦争の悲惨さや平和の大切さを、次の世代に語り継ぐ式典とする予定です。

歴史を語り継ぐ、災害の様子を伝える、先人の技術を残す等、次の世代に情報や技術を継承して行くことは、今を生きる私たちの大切な役割だと思えます。先の東日本大震災では、海辺で大きな地震にあったら、次に津波が来るので、各自それぞれ急いで高台へ逃げなさいという、津波で「津波でんでんこ」の言い伝えが人命を救いました。区内には、東京大空襲や学童疎開の体験を、こどもたちに話

ありますので、負傷の原因は正確に伝えましょう。また、施術が長期にわたる場合、内科的要因等の原因も考えられますので、医師の診察をお受けください。窓口支払いの領収書は、無料で発行されますので、必ずもらっておきましょう。

柔道整復は本来、療養費（いったん全額を支払い、後から自己負担分を除いた金額を医療保険者に申請して受け取る）ですが、例外的な取り扱いとして、施術所窓口で自己負担金を支払って保険請求を行う「受領委任」という方法が認められています。

施術を受けたときには、柔道整復療養費支給申請書の内容をよく確認して、受取代理人してくれる方もいらっしゃると思います。大事なことです。区においても江東区史をはじめ数多くの記録を冊子として刊行しています。特に30年前、当時の高齢者の方々から災害の体験や日常生活の様子を聞き取って記録した6冊の江東ふるさと文庫は、今や幾多の災害を受けて資料の少ない本区の出来事などを知る貴重な資料となっています。時代とともに生まれる新たな行政課題を解決して行くためには前例踏襲では前進しません。しかし過去の事象や、先人の体験を学ぶことは、必ずその解決の糸口へと導きます。過去を学び、そのうえで、現在を的確に把握し未来を見つめてゆくことが大切です。



▲陶芸作家の仕事を体験

企業(所在地)	体験名
(株)榎戸材木店 (新木場3-6-6)	木工デザイナーのお仕事「世界で1つの木の時計をつくらう」
(株)細野ライフデザイン (佐賀2-13-3 6階)	陶芸作家のお仕事「テラコッタで植木鉢をつくらう」
(株)島田小割製材所 (新木場2-10-11)	製材加工職人のお仕事「天然ひのきでペット用クッションパッドをつくらう」

※費用等詳細は「旅いく」サイトを参照

場内 下表のとおり
① JTBコーポレートセールスが運営する「旅いく」サイト

江東区を支える企業への理解やこどもたちの仕事への興味を持つため、区では「旅いく」×アウトオブキッズニアin KOTO」事業を行っています。冬休みに、キッズニアが監修したプログラムでお仕事体験してみませんか？

経済産業局 振興係
☎(3647)2332

欄(住所、氏名、委任年月日)に署名しましょう(手首の負傷等により直筆できない場合は代筆も可能ですが、その場合にはなつ印が必要です)。

☎(3647)3168

「JTB旅いく×アウトオブキッズニアin KOTO」
冬休みはキッズニアが監修のプログラムで仕事体験

資格認定はできませんが、手当は支給されません。

※児童扶養手当とは、離婚や死亡等の理由により、父または母と生計を同じくしていない児童や父または母が重度の障害の状態でいる児童の健全育成を図ること等を目的として、児童の母

また父や、母または父にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。この手当に係る児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害を有する児童です。

「各種障害年金の子の加算を受給せず、児童扶養手当を受給している児童がいる方」
江東年金事務所各種障害年金の子の加算の申請手続きが必要となります。

「児童扶養手当の認定請求手続きが必要となります」
※平成27年3月末までに児童扶養手当の認定請求手続きをした場合、平成26年12月1日の法施行日に要件を満たしている方は施行日から、それ以外の方は要件を満たした月の翌月分から、年金等給付額との差額分の児童扶養手当を支給します。

☎(3683)1231
江東年金事務所

「各種障害年金の子の加算を受給せず、児童扶養手当を受給している児童がいる方」
江東年金事務所各種障害年金の子の加算の申請手続きが必要となります。

「児童扶養手当の認定請求手続きが必要となります」
※平成27年3月末までに児童扶養手当の認定請求手続きをした場合、平成26年12月1日の法施行日に要件を満たしている方は施行日から、それ以外の方は要件を満たした月の翌月分から、年金等給付額との差額分の児童扶養手当を支給します。

☎(3683)1231
江東年金事務所

「各種障害年金の子の加算を受給せず、児童扶養手当を受給している児童がいる方」
江東年金事務所各種障害年金の子の加算の申請手続きが必要となります。

「児童扶養手当の認定請求手続きが必要となります」
※平成27年3月末までに児童扶養手当の認定請求手続きをした場合、平成26年12月1日の法施行日に要件を満たしている方は施行日から、それ以外の方は要件を満たした月の翌月分から、年金等給付額との差額分の児童扶養手当を支給します。

☎(3683)1231
江東年金事務所

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金に関するお問い合わせは、2つの給付金相談窓口またはコールセンターへ[相談窓口開設場所]江東区文化センター2階特設会場(東陽4-11-3) ☎コールセンター☎3647-4596(9:00~17:15※土・日曜、祝日を除く) [申請をされた方へ]申請からお支払いまで、1~2ヶ月程度を見込んでいましたが、申請が集中しているため、さらに日数がかかる場合があります。

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール